

36 次世代育成支援対策の着実な推進について

県担当課（室） 労働雇用課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P21)

- ◇ ワークライフバランスと均等待遇を実現する
 - ・全ての労働者が一人ひとりの意識やニーズに応じて、やりがいのある仕事と充実した生活を調和させることのできる「ワークライフバランス」の実現。

《民主党政策集(INDEX2009)》(P32)

- ◇ 仕事と家庭の両立支援
 - ・育児・介護休業制度を利用しやすくすることに加え、育児休業については、職場復帰後に活用できる多様な支援メニューを整備します。

《新成長戦略（基本方針）》(P23)

- ◇ 雇用・人材戦略
 - ・「ディーセント・ワーク」の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む。

《現状》

- 「事業所内保育施設設置・運営等助成金」の中小企業の助成率の優遇措置（大企業2分の1に対し、3分の2）が恒久化されたものの、まだまだ受給要件のハードルが高いという課題がある。
- 女性の育児休業取得率は上昇しているものの、女性の継続就業率（第1子出産前後）は38%と伸びておらず、国においては、2017年までに55%とする目標を掲げている。

《課題》

- ◆ 本県においては、「はぐくみ支援企業認証・表彰制度」、「事業所内保育施設整備促進モデル事業」など取組みを進めているが、事業を推進するためには、地方の取組みだけでは限界があり、制度の要件緩和が不可欠である。
- ◆ 女性の就業率の向上を図るため、「育児休業」の取得促進や復職時の「短時間勤務」の活用に加え、「在宅勤務」による就労継続を促進することが有効である。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 中小企業子育て支援助成金の延長について
 - ・次世代育成支援対策推進法の期限となっている平成27年3月31日まで助成期間となるよう延長すること。
- ② 事業所内保育施設の充実について
 - ・働くことを希望するすべての人が復帰しやすい環境を整備するため、設置に係る助成を充実するとともに、子育て支援税制（事業所内託児施設等の割増償却）の対象期間を延長すること。
- ③ 育児のための「在宅勤務支援制度」の創設について
 - ・子育て期間中の女性が、時間と場所の制約を受けずに働くことができる「在宅勤務」による就労の継続を支援する制度を創設すること。

① 中小企業子育て支援助成金の延長

○対象企業 100人以下の中小企業等

○支給期間：18年度～23年度

○対象者：平成18年4月1日以降に初めて
育児休業取得者等が出た場合

1人目 100万円

2人目～5人目 80万円

延長

○次世代育成支援対策
推進法の期限である
26年度まで期間を延
長する

②-1 事業所内保育施設設置・運営等助成金の充実

○支給要件【設置】

定員：乳幼児10人以上

助成率：2分の1

(中小企業は3分の2)

助成数：1施設のみ

拡大

○支給要件【設置】

定員：事業規模に応じた設置がで
きるよう要件緩和

助成率：共同設置に対する引上げ

助成数：複数設置も助成対象に

②-2 事業所内保育施設に係る法人税の優遇措置の延長

○対象期間：19年度～22年度

○優遇措置：建物及びその付属設備、遊戯
具等について5年間20%(中小企業30%)
の割増償却が受けられる

延長

○次世代育成支援対策推
進法の期限である26年度
まで期間を延長する

③ 育児のための「在宅勤務支援制度」の創設

○子育てしながら働くことができ
る職場環境の整備

・育児休業の取得促進

・短時間勤務の活用

【既存施策】

・中小企業子育て支援助成金

・両立支援レベルアップ助成金
(子育て期の短時間勤務支援コ
ース)

追
加

○在宅勤務による就労継続の促進
が必要

【具体的な施策案】

・子育てのための在宅勤務制度
の利用奨励金

37 「子どもを安心して産み育てられる環境」の実現に向けて

県担当課（室） こども未来課，学校政策課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P17)

- ◇ 縦割り行政になっている子どもに関する施策を一本化し，質の高い保育の環境を整備する
- ◇ 年額31万2千円の「子ども手当」を創設する

《民主党政策集(INDEX2009)》(P3)

- ◇ 保育サービスの充実
 - ・ 幼稚園は文部科学省，保育所は厚生労働省という二元行政を改め，幼稚園と保育所の一本化を推進するなど，就学前の子どもたちにとって質の良い保育環境を提供できる体制の整備に取り組む。

《新成長戦略（基本方針）》(P26)

- ◇ 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入を促進する

《現状》

- 幼児教育及び保育サービスを一体として提供する「認定こども園」制度は，目標値2,000か所の2割弱である358か所に止まっている。
- 全国共通の最低基準は，サービス水準の均衡には効果的であるが，地域の実情が反映されにくくなっている。
- 子ども手当が平成22年度から制度化された。

《課題》

- ◆ 「認定こども園」の認定基準・手続等は，幼稚園，保育所の設置基準等を準用しているため，認定申請や施設・運営に関する補助申請等においては，複数の手続を経る必要がある。
- ◆ 全国共通の最低基準であることから，地域の実情に応じた運用が認められない。
- ◆ 子ども手当の財源負担について地方負担が恒常化することが懸念される。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

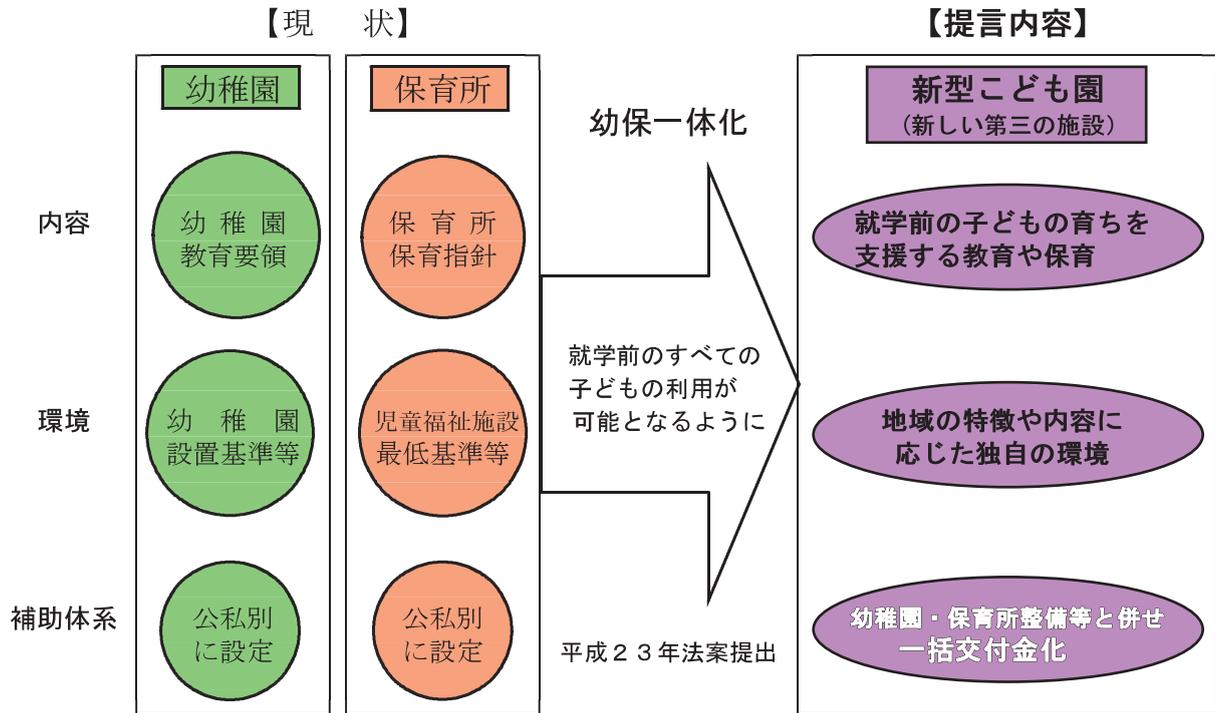
《具体的内容》

- ① 増大する多様な保育需要に対応するため，以下の事項に留意し，保育制度改革を推進すること。
 - ・ 「幼稚園・保育所」の概念から離れ，新たにすべての子どもを受け入れる「**新型こども園**」の設置・促進に向けた認可手続を整備すること。
 - ・ 子育て支援に関する環境整備にあたっては，**幼稚園・保育所も含めて一括交付金化**を促進すること。
 - ・ 地方において質の高い幼児教育・保育を安定的に確保するため，その内容や環境に関する**基準については，地方において決定**できるようにすること。なお，国においては，全国共通のサービス水準維持に必要な基本的な考え方及び情報の提供など**技術的な助言**に努めること。
- ② **子ども手当制度の見直し**
 - ・ 子ども手当のように全国一律の現金給付は，**地方負担を求めることなく，国の責任**において**実施**すること。

主管省庁局名 文部科学省初等中等教育局，厚生労働省雇用均等・児童家庭局
関係法令等 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
平成22年度における子ども手当の支給に関する法律

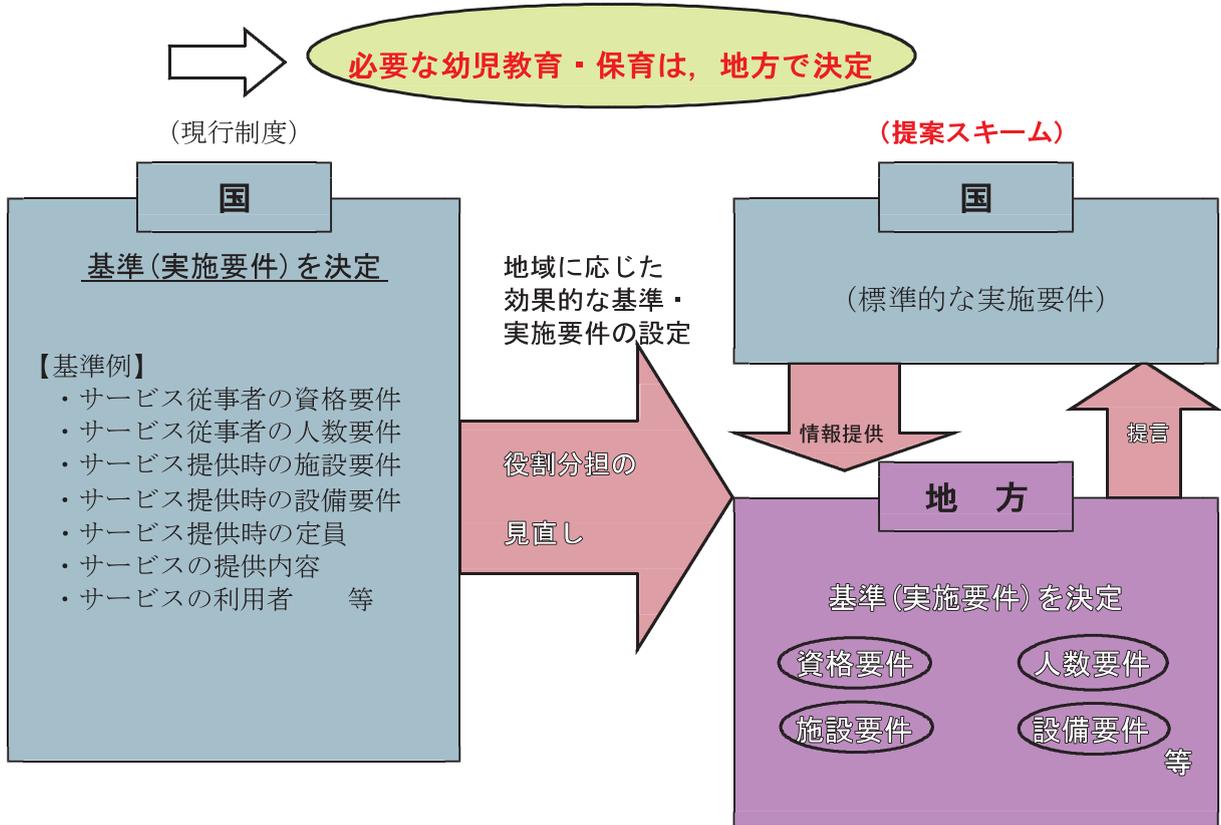
「新型こども園」制度の創設

～地域の実情に応じた子育て施設の創出～



暫定措置として安心こども基金の適用期間の延長や対象事業の充実

質の高い幼児教育・保育を安定的に確保するために



38 超高齢社会における持続可能な医療・介護制度の創設について

県担当課（室） 長寿介護課，国保長寿医療課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P18)

- ◇ 後期高齢者医療制度を廃止し，国民皆保険を守る
 - ・後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。

《新成長戦略（基本方針）》(P8)

- ◇ ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
 - ・介護施設，居住系サービスの増加を加速させ，質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。

《現状》

- 今後，団塊の世代が平成27年には65歳，平成37年には75歳になるなど，高齢化はさらに進行し，特に本県は高齢化が全国より10年程度早く進行している。
- 本県の病院の病床数及び入所系介護施設の人口10万人当たりのベッド数は，全国屈指であるが，なお，特別養護老人ホームの待機者（1,462人）が存在する。
- 介護保険における施設の充実や後期高齢者医療制度における医療費の上昇に対して，現行の制度では，「保険料の急騰」や「地方負担の増大」は避けられない設計となっているが，国においては，抜本的な見直しを行うことなく，平成23年度までは基金の取り崩しによる保険料の抑制という短期的な対応を行っている。
- 過疎地域においては，高齢化率が50%を超える町が生じているが，都市部に比べてサービス事業者が少ない上に，住居が点在していることによる移動の問題もあり，医療・介護サービスを十分に受けることができない。

《課題》

- ◆ 増大する高齢者の医療費や介護費用，現行制度における高齢者の保険料上昇や地方負担の増加は，保険制度が財政的に機能しなくなる恐れがある。
- ◆ ひとり暮らしや認知症高齢者の増加に対応するためには，地域に密着した医療と介護の連携・充実が必要であり，特に，マンパワー確保が重要である。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

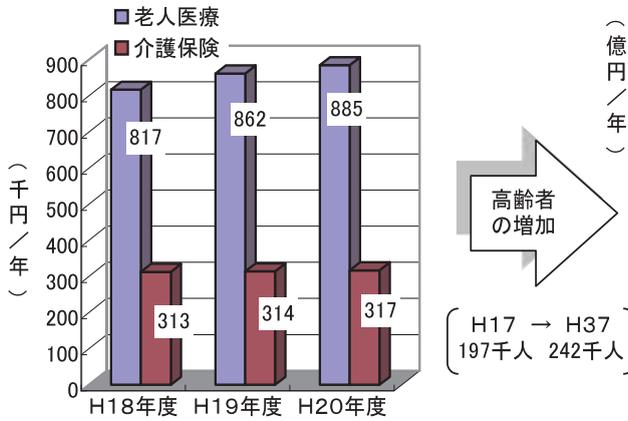
- ① 医療及び介護の費用増嵩に対する抜本的対策を図り国民皆保険を守ること。
 - ・保険制度の抜本的な見直し
「新たな高齢者医療制度」及び「介護保険制度」が，今後の超高齢化社会にも対応できる持続可能な社会保障の根幹となるよう，負担のあり方を含め抜本的な見直しを行うこと。
 - ・広域化の推進
「新たな高齢者医療制度」は，国民皆保険を維持し，財政規模が零細な市町村国保の課題解決を図るためにも，広域連合の活用など広域化について十分な配慮を頂きたい。
- ② 高齢者の「安全・安心」を確保するため，介護基盤の強化を図ること。
 - ・介護職員の処遇改善
介護保険サービス枠外の医療療養病床やケアハウスの介護職員などにも対象を拡大するとともに，申請事務の負担軽減を含め，制度の拡充・継続を図ること。
 - ・モデル事業の創設
過疎地域の地域包括支援センターを生活全般を支援するワンストップサービス拠点とすべく，モデル事業を創設すること。

主管省庁局名 厚生労働省老健局・保険局

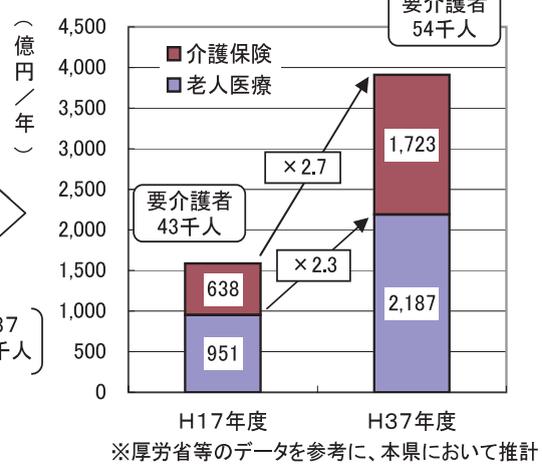
関係法令等 介護保険法，高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者医療保険制度・介護保険制度の課題(徳島県の例)

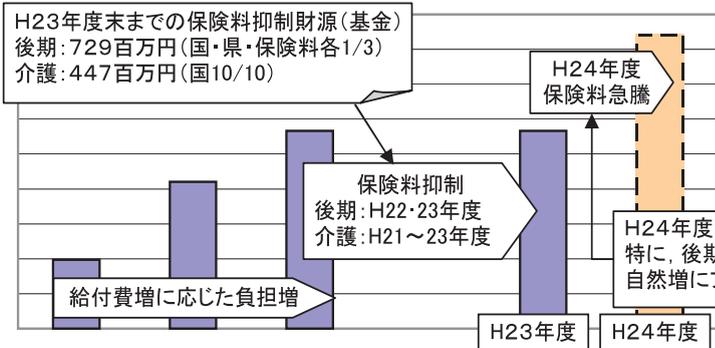
○1人当たりの費用(老人医療・介護保険)



○老人医療費及び介護費用の推計



○保険料の推移



○地方負担の増大

県費負担の推移(単位: 百万円)

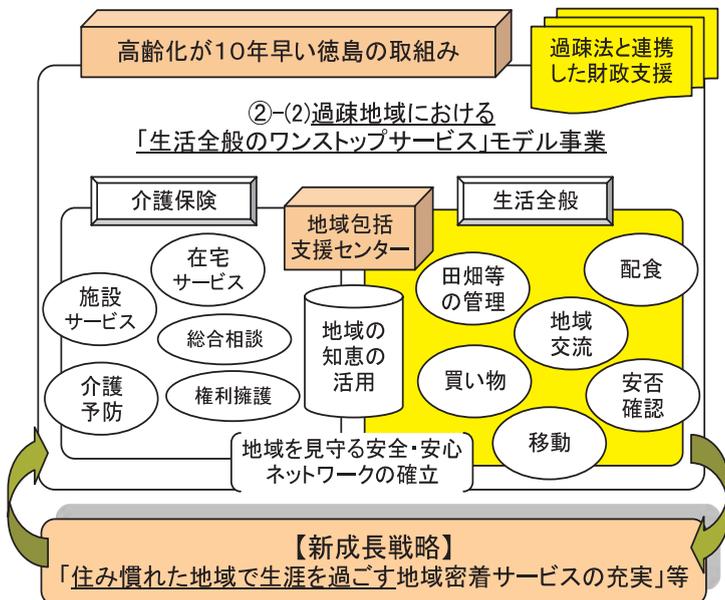
区分	H20年度	H21年度	H22年度
後期	6,171	7,320	8,238
介護	9,100	9,490	9,826
計	15,271	16,810	18,064
対前年度	-	10.1%	7.5%

※給付費負担の当初予算ベース

【保険財政の機能不全】

- 高齢化の進行による「増大する老人医療費・介護費用」
- 現行の制度における「平成24年度以降の保険料急騰」
- 地方財政を無視した「際限のない地方負担の増大」

持続可能な
「高齢者医療・介護保険制度」
の創設



「高齢者を含め抜本的な見直し」

- ①-(1)「保険料負担・地方負担」の軽減
- ・保険料の負担限度額の設定
 - ・国庫負担割合の拡大
 - ・世帯所得から高齢者の所得を反映した保険料に

- ①-(2)新たな「高齢者医療制度」
- ・単なる市町村国保の活用としない
 - ・県単位での広域化(広域連合の活用)
 - ・市町村国保財政への配慮

- ②-(1)介護職員
- ・処遇改善交付金の対象拡充
 - ・申請事務の負担軽減

39 障害者福祉施策の充実について

県担当課（室） 障害福祉課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P19)

- ◇ 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す
 - ・「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用負担を応能負担とする「障がい者総合福祉法(仮称)」を制定する。

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 利用者負担の軽減（市町村民税非課税の障害者を対象）
 - ・障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の無料化。 107億円
- ◇ 障害福祉サービス提供体制の整備（社会福祉施設整備費） 100億円
- ◇ 特別児童扶養手当，特別障害者手当等に必要な経費の確保 1,367億円

《現状と課題》

- 「障害者自立支援法」には、「利用者負担のあり方」，「事業者の経営基盤の強化」，「サービス利用の支給決定のあり方」，「障害者の範囲・定義」等の課題があり，早期の改善が望まれる。
- 「現行制度の谷間」に置かれている発達障害者等については，障害福祉サービスや特別児童扶養手当等の認定基準が明確でないため，利用に支障が生じている。「発達障害者支援センター」の整備についても，単体整備が対象とされていない。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

新たな法の制定を待つことなく，障害者福祉施策の充実を図ること。

- ① 利用者負担のさらなる軽減について
 - ・「応能負担」の考え方の下，さらなる利用者負担の軽減を図ること。
- ② 事業者の経営基盤の強化について
 - ・安定的に良質なサービスが提供できるよう，事業者報酬のさらなるアップと，介護職員の継続的な処遇改善を図ること。
- ③ 障害福祉サービスの実施に必要なかつ十分な財源措置について
 - ・移動支援，日中一時支援等について，利用者のニーズに沿ったサービス提供が行われるよう，必要かつ十分な財政支援措置を講じること。
- ④ 現行制度の谷間に置かれている発達障害者等に対する支援策の拡充について
 - ・3障害（身体・知的・精神）とは異なる障害特性に応じた支援ができるよう，事業所職員の養成・確保のための措置を講じること。
 - ・特別児童扶養手当などの諸制度において，「知的障害を伴わない発達障害児」等に対する認定基準を明確にすること。
 - ・「発達障害者支援センター」の整備において，地方の実情に応じた活用が可能となるよう，「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」の交付要件を緩和すること。

主管省庁局名 厚生労働省社会・援護局

関係法令等 障害者自立支援法，発達障害者支援法，特別児童扶養手当等の支給に関する法律

現行法制度の課題(障害者自立支援法)

利用者負担

- ・「応益負担(原則1割)」により利用者の負担が増大
- ・現在は、低所得者層の負担を一部軽減

事業者の経営

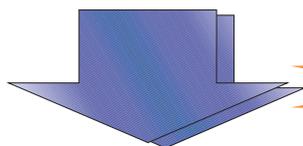
- ・「日払い方式」への変更により、事業者の収入が減少
- ・介護職員の処遇改善については、平成23年度末までの臨時的措置終了後の経営を懸念

障害福祉サービス

- ・地域生活支援事業は、各市町村の財政力により、サービス内容に地域格差

発達障害等への支援

- ・「3障害(身体・知的・精神)」の一元化を図ったが、「発達障害等」の位置づけが不明確で、サービスや諸制度の利用に支障
- ・「発達障害者支援センター」の単体整備は国庫補助制度の対象外



「障がい者総合福祉法(仮称)」
の制定を待つことなく



平成23年度国予算編成に向けて

利用者負担

- ・「応能負担」の考え方での、低所得者層を中心とした利用者負担のさらなる軽減

事業者の経営

- ・良質なサービスの安定的な提供に向けた、事業者報酬のさらなるアップと介護職員の継続的な処遇改善

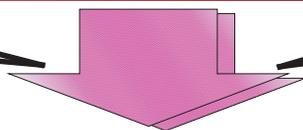
障害福祉サービス

- ・利用者のニーズに沿ったサービス提供に向けた必要かつ十分な財政支援措置

発達障害等への支援

- ・障害特性に応じた支援に向けての事業所職員の養成・確保
- ・諸制度における認定基準の明確化
- ・施設整備費国庫補助金の交付要件の緩和

随時の情報提供



関係者や地方
の意見聴取

「障がい者総合福祉法(仮称)」の制定

40 廃止した廃棄物焼却施設の解体の促進について

県担当課（室） ゴミゼロ推進室

【徳島県の現状と課題】

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 環境省 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く） 35,125百万円

《現状》

- 本県では、国に対し、廃止した廃棄物焼却施設の解体費に対する財政支援を要望し、これを受け、国においては、解体跡地に廃棄物処理施設を整備した場合に限り、解体費を交付対象としている。

しかし、同一場所での整備については、周辺住民に対し、長年にわたり廃棄物処理への理解をお願いしてきた経緯から困難な状況となっている。

- 本県の市町村等では、老朽化等により廃棄物焼却施設を廃止し、効率的に廃棄物を処理するために広域的な取組みが必要となっている。

また、国のダイオキシン類対策等により、新たに施設の整備を余儀なくされた市町村があるが、廃止した施設については、ダイオキシン類の暴露防止対策を実施するため、解体費が高額となることから、解体に着手できない状況にある。

《課題》

- ◆ 廃棄物焼却施設の整備を推進するためには、広域的に捉える必要があり、廃止する関連施設の解体費に係る財政負担の軽減が求められている。

- ◆ 廃止した廃棄物焼却施設の放置は、ダイオキシン類の飛散等による環境汚染を引き起こす可能性があることから、周辺住民の不安を招いている。

また、廃止した廃棄物焼却施設は、年数を経るにつれて、老朽化が進行しており、今世紀前半にも発生すると予想されている東南海・南海地震による倒壊の危険性が危惧されている。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

① 循環型社会形成推進交付金の交付要件の緩和について

- ・ 広域的な廃棄物焼却施設の整備により廃止する関連施設については、解体跡地に廃棄物処理施設を整備しない場合も、解体費を交付対象とすること。
- ・ 現在、廃止している廃棄物焼却施設については、期間を限定し、解体費を交付対象とすること。

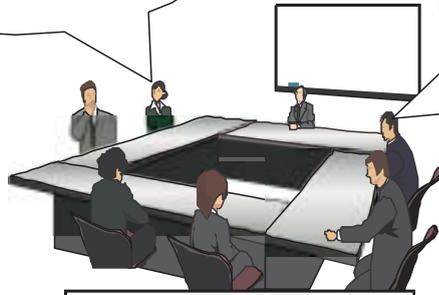
【一般廃棄物処理施設に係る課題】

課題 1

施設の広域化を検討したいけど、施設跡地に同様の施設を設置しないと廃止施設の解体費を交付金で充てできないのよね！

課題 2

近い将来、予想される東南海・南海地震による倒壊やダイオキシン類の飛散等が心配だけど、財政が厳しくて、解体費の予算化の模様が立たないんですよ！

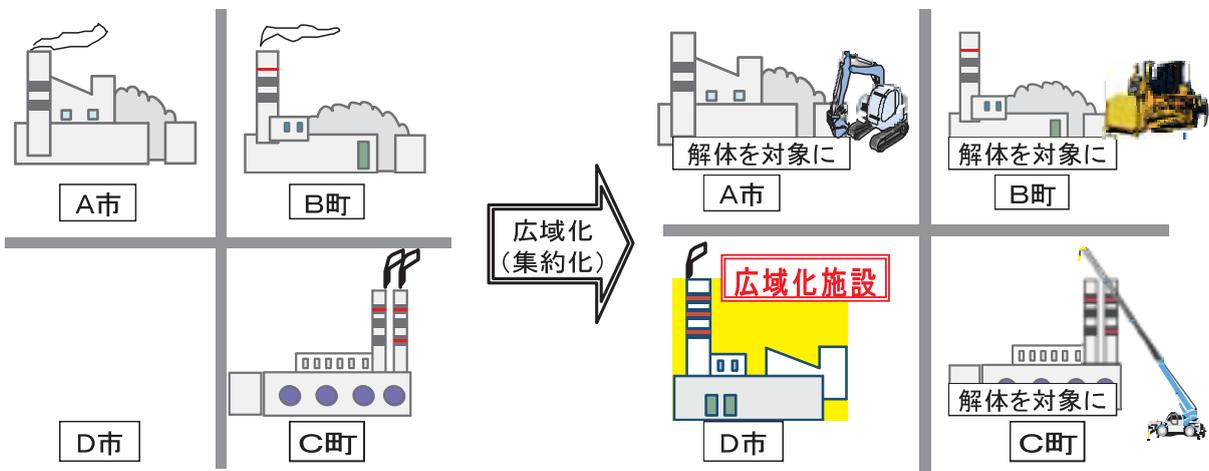


徳島発の政策提言

循環型社会形成推進交付金の交付要件の緩和

提言 1

広域的な施設整備等により、廃止する関連施設の解体費を交付対象に！

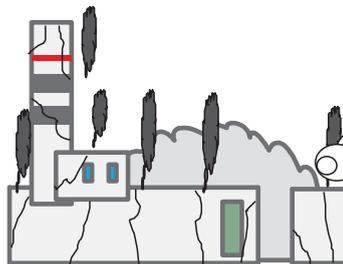


提言 2

廃止している施設の解体費を、期間を限定して交付対象に！

東南海・南海地震による倒壊

廃止施設（県内7施設）からのダイオキシン類の飛散等



周辺住民の安全・安心を確保するために・・・

↓
早急な施設の解体が急がれる！！

41 総合的な鳥獣被害対策の継続実施について

県担当課（室） 農村振興課

【徳島県の現状と課題】

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 鳥獣被害防止総合対策交付金
 - ・ 鳥獣被害防止特措法による市町村の被害防止計画に基づく取組み等をソフト・ハード両面から総合的に支援。 2,278百万円（2,800百万円）

《現状》

- 本県では、これまで野生鳥獣の被害防止に向けた事業展開を行ってきたが、平成20年度の被害額は、約9千6百万円で増加傾向にある。
- 加害鳥獣別では、サルが3割を超え、シカは毎年増加しており、農林業の衰退、中山間地域の荒廃、集落の消滅、土砂崩れによる自然災害の発生が懸念されるなど、住民から被害の深刻さを訴える切実な要望があがっている。
- 国の「鳥獣害防止総合対策事業」は、行政刷新会議の「事業仕分け」において、「自治体の判断に任せる」と結論され、その後検討を経て都道府県への「鳥獣被害防止総合対策交付金」に見直されたが、平成22年度で実施期間を終える。

《課題》

- ◆ 鳥獣被害対策が喫緊の課題でありながら、地方自治体の財政状況が厳しいため、国の交付金に頼らざるを得ない状況にある。
- ◆ 市町村、JA等で構成する地域協議会による防護対策に加え、生息数自体を減らす「捕獲駆除」や県域で行う被害防止のための「人材育成」、「指導啓発」などの対策を組み合わせた総合的な取組みが必要である。
- ◆ 平成21年度に鳥獣害防止総合対策事業を活用し、捕獲鳥獣（シカ）の肉処理施設が1ヶ所整備されたが、捕獲鳥獣を有効に利用するための捕獲方法や搬送方法を確立するするとともに、商品化を検討する必要がある。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

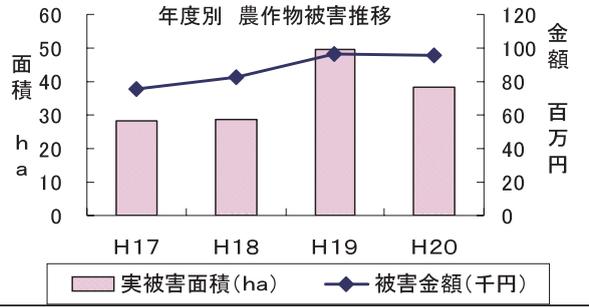
中山間地域において、特に喫緊の課題である鳥獣被害の防止を図るため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」に次の項目を盛り込んだ「新たな総合的対策」を継続して実施すること。

- ① 捕獲駆除を推進するため、捕獲報奨金を交付金の対象とすること。
 - ・ 防護対策と一体的に進めることにより効果を発揮する捕獲駆除を推進するため、「捕獲報奨金」を交付金の対象とすること。
- ② 県域課題へ対応するため、県が実施する取組みを交付金の対象とすること。
 - ・ 県域で共通する課題である「人材の育成」や、「広域の連携」及び「体制づくり」を進めるため、県が事業主体として実施する取組みを交付金の対象とすること。
- ③ 鳥獣被害防止とシカ肉利用のための「現地実証実験」を徳島県で実施すること。
 - ・ 国の研究機関等が中心となって、その研究内容（行動把握、捕獲技術）に基づく効率的な捕獲からその商品化までを一貫して行う「現地実証実験」をモデル地区として実施すること。

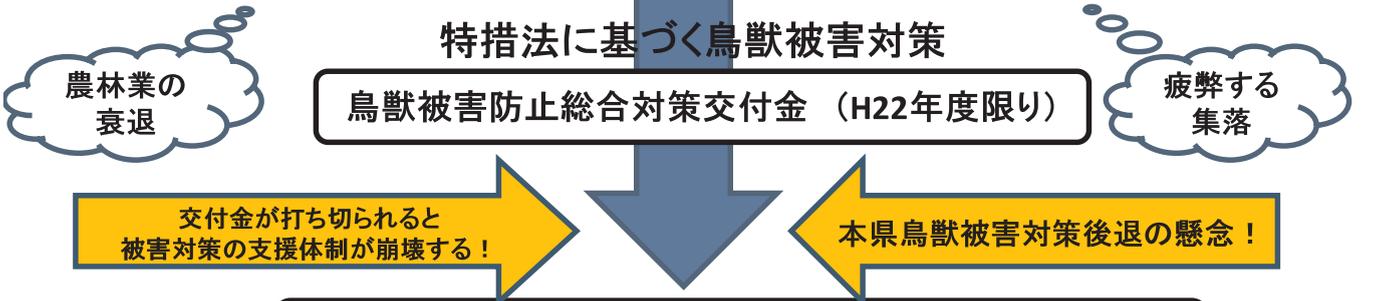
鳥獣被害による中山間地域の危機的状況



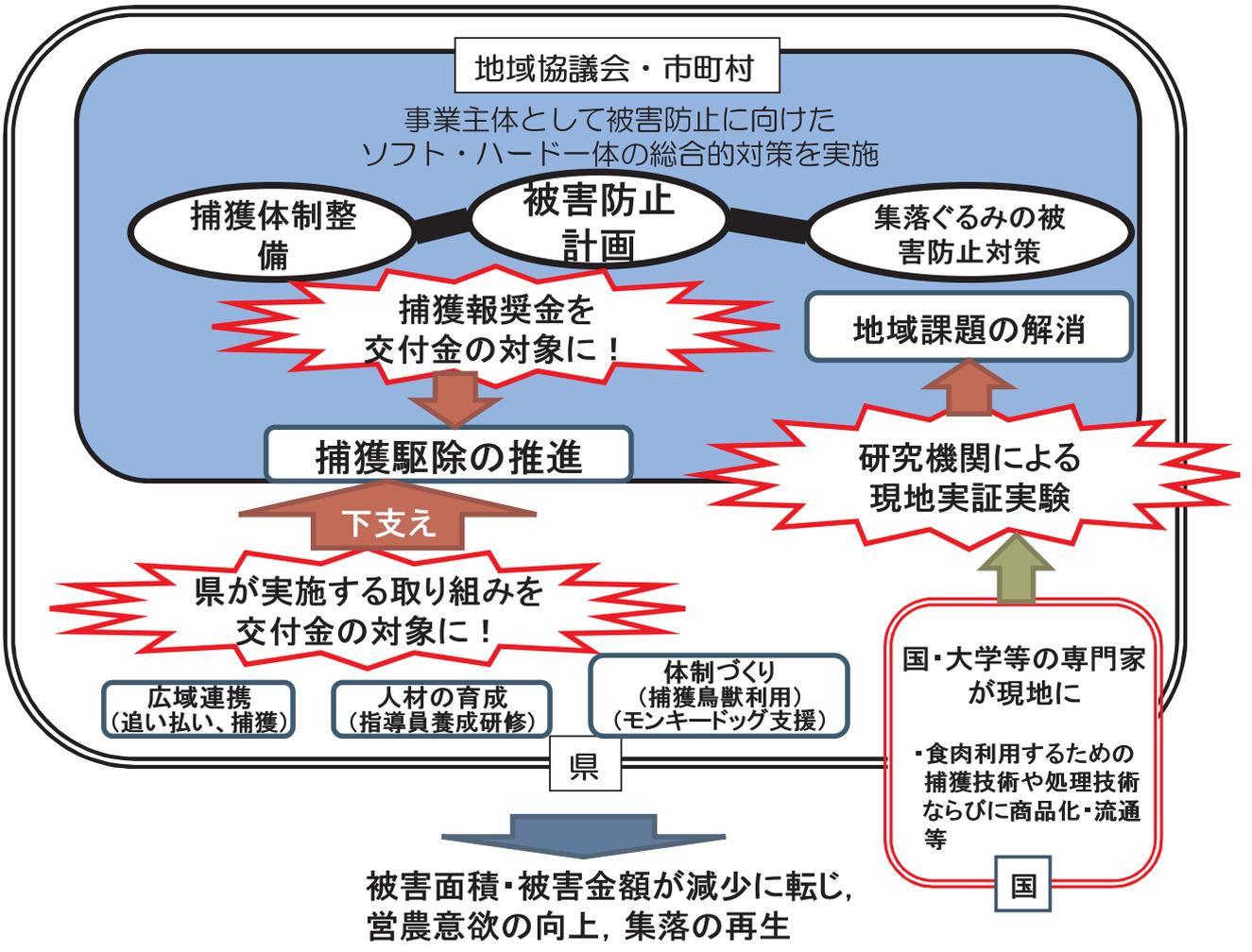
シカによるユズの剥皮被害



防護ネットに囲まれての生活



新たな総合的対策を継続して実施



42 高病原性鳥インフルエンザ対策について

県担当課（室） 畜産課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P28)

◇ 新型インフルエンザ対策

- ・高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、養鶏場に対する経営支援策も強化します。

《現状》

- 本県養鶏産業は、飼養羽数が全国第5位に位置するなど、農林水産業の基幹部門であり、また、関連産業は、生産から処理・加工、流通等裾野の広い地場産業として多くの雇用を創出し地域経済を支えている。
- これまで、県では、鳥インフルエンザを「発生させない・持ち込ませない」を基本方針として、消毒の徹底（「ゼロ」のつく日は消毒日）、防疫演習の実施や防疫資材の備蓄及びウイルス検査における高度安全検査室（P3施設）の整備に努めるとともに、万一の発生に備え、各市町村等関係機関との連携強化対策にも積極的に取り組んできた。
- 一方、国においては、感染経路究明チームによる原因調査や野鳥における対応技術マニュアルの作成、国内外の発生状況を踏まえた防疫対応を強化するための特定家畜伝染病防疫指針の一部改正など多岐にわたる対策が講じられてきた。

《課題》

- ◆ しかしながら、本病のこれまでの発生状況や究明チームの調査結果から、できうる限りの自衛防疫措置を講じたにもかかわらず発生が散発しており、養鶏農家の不安は増すばかりである。
- ◆ 養鶏農家の経営安定と鶏卵・鶏肉等畜産物の安定的な供給を確保するため、万一発生した場合には、発生農家及びその周辺農家の経営支援に対し、現行制度における殺処分手当金、売上げ減少額の負担軽減対策などの一層の充実と食鳥処理場等の操業再開までの損失補てん対策が必要である。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

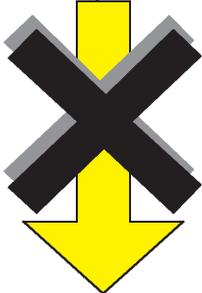
《具体的内容》

- ① 養鶏農家における的確な防疫措置を行うため、感染経路の早期解明を図ること。
- ② 万一発生した場合には、発生農家及び経営に影響を受けた周辺農家ならびに養鶏関連事業者の速やかな経営再開を図ること。
 - ・発生の通報から患畜確定までの間に死亡した鶏も、殺処分手当金の対象とすること。
 - ・移動制限区域外の周辺農家について、風評被害を考慮した経済的損失を助成の対象とし、全額国の負担とすること。
 - ・移動制限区域内の養鶏関連事業者に対する損失支援対策を講じること。

高病原性鳥インフルエンザ対策について



高病原性
鳥インフルエンザ
ウイルス



現行：感染経路究明チームによる原因調査が実施されているものの、完全な解明に至っていない。



的確な防疫措置を行うため、
感染経路の早期解明を！



万一発生

発生農家

現行：殺処分を命じられた鶏についてのみ、評価額に基づいた手当金を交付。



通報から患畜確定までの間に
死亡した鶏も手当金の対象と
すること！



速やかな経営再開を図るため

現行：移動制限区域内農家に対する売上減少額又は飼料費等の増加額助成。
(国1/2, 県1/2(特別交付税措置))
移動制限区域外農家に対する助成が無い。



移動制限区域外農家についても、
風評被害を考慮した経済的損失を
助成の対象とすること！
また、全額国の負担とすること！

周辺農家

関連事業者

現行：養鶏関連事業者に対する損失補てん措置が無い。



移動制限区域内の養鶏関連事業者
に対する損失支援措置を講じること！

43 南海地震の発生に備えた、地震・津波防災対策の推進について

県担当課（室） 南海地震防災課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P23)

- ◇ 学校施設耐震化の促進
 - ・学校施設の耐震化に取り組み、子どもたちの安全を守る。

《平成22年度国予算の内容（主なもの）》

- ◇ 消防防災施設の整備に必要な経費 3,066百万円（消防庁）
- ◇ 公立学校施設の地震防災対策に必要な経費 103,154百万円（文部科学省）
- ◇ 住宅・建築物の耐震化等に必要な経費
 - ・社会資本整備総合交付金 2,200,000百万円（国土交通省）

《新成長戦略（基本方針）》(P19)

- ◇ ストック重視の住宅政策への転換
 - ・住宅・建築物の耐震改修の促進。

《現状》

- 南海地震の今後30年以内における発生確率は、平成20年から毎年上方修正されており、その切迫性は高まりつつある。

H20.1.1：50%程度 ⇨ H21.1.1：50%～60% ⇨ H22.1.1：60%程度

- 財政力の脆弱な市町村が多い本県ではあるが、防災拠点となる公共施設の耐震化率は57.9%（全国33位）まで上昇、沿岸市町における津波避難施設の整備状況は、計画数18施設に対して、整備済みが9施設にまで至っている。また、自主防災組織の組織化においても大きな進展が図られている。

- しかしながら、「地震防災対策特別措置法」に基づく庁舎や避難所、公立小中学校等の耐震化に係る補助率の嵩上げや交付税措置などの国における財政上の特例措置は平成22年度末で失効する。

《課題》

- ◆ 本県の遅れている公共施設の耐震化や津波避難施設の整備を進めるためには、国における財政上の支援が是非とも必要である。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

南海地震に備えた、地震・津波防災対策を推進するため、「地震防災対策特別措置法」を改正し、財政上の特例措置の延長・拡充を図ること。

- ① Is値0.3以上0.7未満の公共施設の耐震化についても、Is値0.3未満の施設と同様に補助率の嵩上げや交付税措置の拡充を図ること。
- ② 津波避難施設の整備について、補助率の嵩上げを図ること。

主管省庁局名 内閣府、総務省自治財政局、消防庁

関係法令等 地震防災対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

<参考>

南海地震について

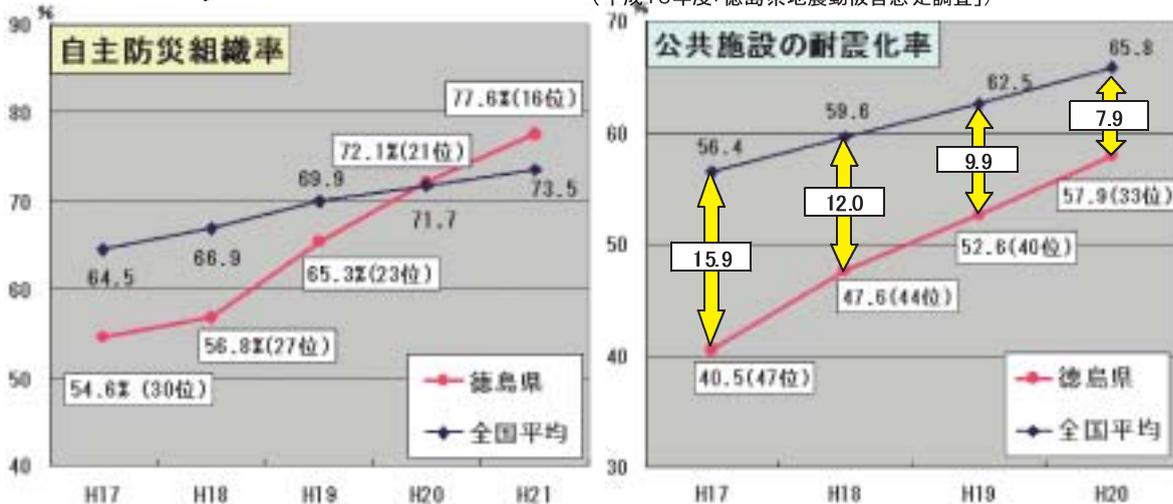
南海地震は100年から150年の周期をもって繰り返し発生し、本県に甚大な被害を与えており、次の南海地震においても、強い揺れと高い津波による多数の死者や負傷者などが想定されている。

※本県全域が「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定

徳島県被害想定(最大死者数)

合計	揺れによる死者	津波による死者
約4,300人	約2,600人	約1,700人

(平成16年度「徳島県地震動被害想定調査」)



「自主防災組織の組織化」「公共施設の耐震化」を積極的に推進

地震・津波防災対策の推進

地震防災対策特別措置法

南海地震に備えた、地震・津波防災対策を推進するためには、「地震防災対策特別措置法」を改正し、国における財政上の特例措置を延長・拡充することが必要。

	対象施設	～22年度	延長・拡充	23年度～	備考	
国庫補助率	津波避難施設(地域防災拠点施設)	1/2	拡充	2/3	南海地震等の海溝型地震に備えて支援の拡充が必要	
	公立小中学校等改築	Is値0.3未満	1/2	延長	1/2	大規模災害に備えて支援の延長・拡充が必要
		Is値0.3以上	1/3	拡充		
	公立小中学校等補強	Is値0.3未満	2/3	延長	2/3	
Is値0.3以上		1/2	拡充			
防災対策事業債 (公共施設等耐震化事業) 起債充当率90%	Is値0.3未満	交付税措置2/3	延長	交付税措置2/3		
	Is値0.3以上	交付税措置1/2	拡充			

地震・津波防災対策の充実・強化

44 子どもたちの命を守る学校施設の耐震化促進について

県担当課（室） 施設整備課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P23)

- ◇ 学校施設耐震化の促進
 - ・学校施設の耐震化に取り組み、子どもたちの安全を守る。

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 予算額1,032億円（耐震化棟数2,200棟）

《現状》

- 南海地震の発生確率は、今後30年以内に60%程度と引き上げられており、その危険性は一段と高まっている。本県においては、全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、公立小中学校の大半が災害時の住民の避難場所となっている。各市町村では、学校施設の耐震化を計画的に進めており、近年、耐震化率を大きく伸ばしてはいるものの、未だ約55%に留まっている。
- 国においては、Is値（構造耐震指標）0.3未満の施設に対する国庫補助の算定割合の嵩上げと、地方財政措置の拡充を行ったが、本県の公立小中学校施設のうち、耐震性を有していない施設の約8割がIs値0.3以上となっている。このため、国庫補助の算定割合の嵩上げの適用を受けないIs値0.3以上0.7未満の施設について、県独自の財政支援制度を創設するなど、市町村への支援を行っている。

《課題》

- ◆ 未だ耐震性を有していない約350棟の学校施設の耐震化を進めるには、各市町村において、多大な費用負担と期間を必要とすることから、今後も引き続き国の財政支援が必要である。

平成23年度政府予算編成に向けて

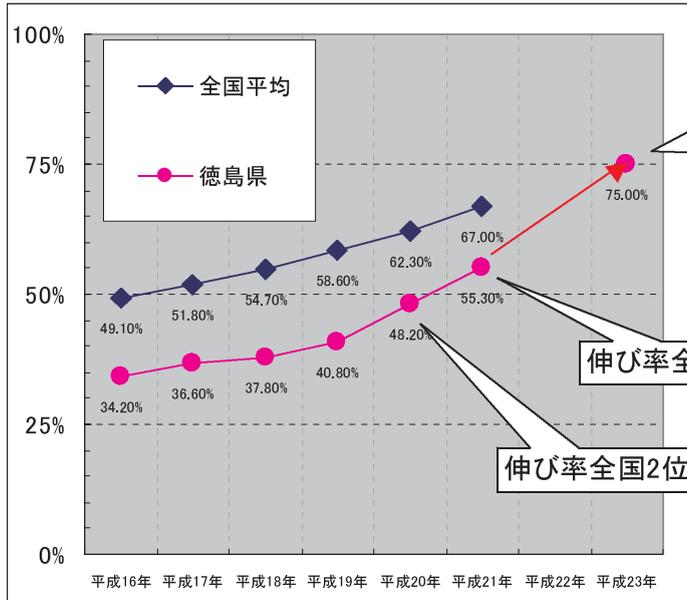
【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 東南海・南海地震防災対策推進地域で行われる地震防災対策については、各市町村が整備計画どおりに事業を進めることができるよう、交付金の重点配分を図ること。
- ② 公立幼・小・中学校施設の耐震化を促進するため、次の制度改善・拡充を図ること。
 - ・算定割合（補助率）について、Is値（構造耐震指標）0.3以上の施設についても、Is値0.3未満の施設と同様に嵩上げを行うこと。
また、地方財政措置（起債充当率、交付税算入率）については、Is値に関係なく災害復旧並みに拡大すること。
 - ・耐震化工事を行うにあたり、必要となる工事に見合う配分基礎額（補強単価×面積）の加算と、補強事業における関連工事（改修や模様替え工事）の拡充を行うこと。
また、耐震診断及び実施設計に係る経費について、単独で交付する交付金制度の拡充を図ること。

主管省庁局名 内閣府、総務省自治財政局、消防庁、文部科学省大臣官房文教施設企画部
関係法令等 地震防災対策特別措置法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等

<参考>



平成22年度
末で75%を
目指す

伸び率全国5位

伸び率全国2位

(公立小中学校施設の耐震化率の推移)

(小学校の耐震補強)

・【Is 値 0.3 以上の算定割合の嵩上げと財政支援措置】

【現状】補強工事

【Is 値 0.3 以上】

起債充当率 75%



地方負担分 [31.25%]

【Is 値 0.3 未満】

起債充当率 90%



地方負担分 [13.3%]

【提言】

算定割合の嵩上げと
災害復旧並の財政支援

起債充当率 100%



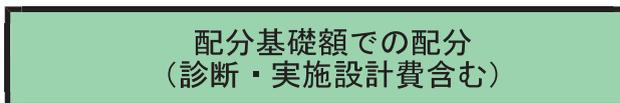
地方負担分 [1.7%]

・【補助対象工事費の拡充】



【現状】(22年度)

(21年度は対象)



関連工事費
は対象外

【提言】配分基礎額の加算、関連工事の拡充



45 大規模地震対策における港湾・海岸の整備促進について

県担当課（室） 河川整備課，運輸政策課，港湾空港課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P2)

◇ 災害対策

- ・全国各地で大規模地震の危険性が指摘されて、特に都市部の被害は甚大なものになると予測されている。

《平成22年度国予算の内容》

◇ 安全・安心の確保（大規模地震等への対応力強化）

- ・災害時に緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁や緑地等オープンスペースの整備，臨港道路の耐震強化を推進する。

◇ 地震防災対策推進地域等における地震・津波対策

- ・大規模地震と津波の発生に備えて，地震防災対策推進地域等において津波対策を推進するとともに，海岸保全施設の耐震化を推進する。

《現状》

- 南海地震は，今後30年以内で60%程度の確率で発生が予測されており，住民が安全・安心に生活できるよう，一日も早い地震・津波対策が求められている。

（平成22年2月チリ地震 現地で津波被害）

- 「地震防災対策特別措置法」に基づく財政上の特例措置は，平成22年度末で失効する。

《課題》

- ◆ 緊急物資等の輸送において，海上輸送が非常に重要な役割を果たすため，耐震強化岸壁の早急な整備が必要である。

- ◆ 大規模地震による津波から，尊い人命や財産等を防護するため，海岸保全施設の早急な整備が必要である。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 「地震防災対策特別措置法」改正に併せて，対象施設等の制度を拡充すること。

- ・「地震防災対策特別措置法」の改正を行い，財政上の特例措置期間の延長を行うこと。
- ・東南海・南海地震防災対策推進地域においては，災害時の活動拠点となる耐震岸壁整備(港湾事業)等を新たに「国の負担率」の高上げ対象施設とすること。

- ② 海岸事業における機能改善が柔軟に行えるよう交付金等の制度を拡充すること。

- ・大規模地震による津波対策のため，海岸保全施設の整備を推進するとともに，従来の採択基準に捉われること無く，嵩上げなどの機能改善が地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう交付金等の制度を拡充すること。

- ③ 国直轄事業との一体整備に対し，支援すること。

- ・防災拠点港における耐震強化岸壁の着実な事業促進を図るとともに，国直轄で行う耐震強化岸壁と一体となって整備する施設を交付金等の対象事業とすること。

主管省庁局名 内閣府，国土交通省河川局・港湾局

関係法令等 地震防災対策特別措置法，東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，海岸法，港湾法

大規模地震対策における港湾・海岸の整備促進

① ◆「地震防災対策特別措置法」に基づく特例措置の延長・拡充が必要

- 港湾・海岸事業を対象施設に
- 港湾・海岸事業の国負担金率の嵩上げ

【H22】 【H23(案)】
「耐震強化岸壁(国直轄)」5.5/10 → 2/3
「海岸事業(補助)」 1/2 → 2/3



② ◆ 交付金などにおいて機能改善が地域の実情(小規模改良, 嵩上げ等)に応じて柔軟に対応できるように制度を拡充



③ ◆ 国直轄事業と一体となって整備する施設も交付金等の対象となるように制度を拡充

